

### 新料金の適用時期

新料金は平成23年7月分として請求するものから適用します。6月分は改定前の料金です。

### ●料金算定の例

#### A地区（JR線東側）

奇数月検針のため、5月検針後から7月検針までの使用量を6月分・7月分として負担していただきます。この時6月分は改定前料金、7月分は新料金で計算します。



- ① 使用水量は2分の1で按分（端数は前月）
- ② 1か月ごとに基本料金・従量料金・消費税を計算
- ③ ①、②で算定された金額を合算

#### B地区（JR線西側）

偶数月検針のため、6月検針後から8月検針までの使用分を7月分・8月分として負担していただきます。この2か月分は新料金で計算します。



※水道メーターの検針は2か月ごとに行っています。

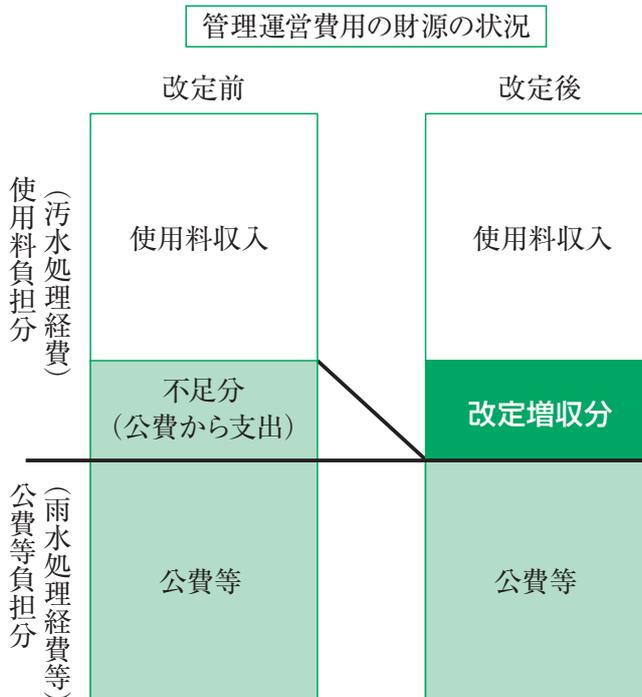
### 《改定の理由》

下水道事業の重要な財源である改定前の下水道使用料は、合併前の昭和62年に設定したものを、23年間変更せず現在に至っているもので、県内で低額の位置にあり、本来下水道使用料で賄うべき経費を満たしておらず、不足する費用を公費（税金等）で負担している状況にあります。

このように、本来下水道使用料で賄うべき経費を公費で負担することは、教育や福祉等といった他の公共事業を圧迫し、また、受益者（下水道使用者）と非受益者との負担の公平性を欠くことにもなります。

社会状況が厳しさを増してきている現在、こうした状況等を考慮し、受益と負担の公平性、下水道事業の健全経営を図るため料金の改定をさせていただくことになりました。

なお、使用料を改定するに当たりましては、市民生活に配慮し、できるだけ急激な負担増とならないようにしました。



問い合わせ先

下水道課

☎48-2123